

○農林水産省告示第二十七号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日 財務省告示第三十五号 農林水産省告示第三十五号

（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。
平成二十二年十一月十八日 財務大臣 野田 佳彦

農林水産大臣 鹿野 道彦
一「年一分二厘」を「年一分三厘」に、
一分三厘五毛」を「年一分四厘五毛」に、
年一分三厘五毛」を「年一分四厘五毛」に改める。
二の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年五厘五毛
八年を超え九年以下	年六厘五毛
九年を超え十年以下	年七厘五毛
十年を超え十二年以下	年八厘五毛
十二年を超え十三年以下	年九厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分五毛
十四年を超え十六年以下	年一分一厘五毛
十六年を超え十七年以下	年一分二厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分三厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年五厘五毛
八年を超え九年以下	年六厘五毛
九年を超え十年以下	年七厘五毛
十年を超え十二年以下	年八厘五毛
十二年を超え十三年以下	年九厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分五毛
十四年を超え十六年以下	年一分一厘五毛
十六年を超え十七年以下	年一分二厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分三厘

十六年を超え十七年以下	年一分二厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年一分三厘

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二十八号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日 大蔵省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。
平成二十二年十一月十八日 財務大臣 野田 佳彦

農林水産大臣 鹿野 道彦
「年二・四五パーセント」を「年二・五五パーセント」に改める。

附則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二十九号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日 大蔵省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。
平成二十二年十一月十八日 財務大臣 野田 佳彦

農林水産大臣 鹿野 道彦
「年二・四五パーセント」を「年二・五五パーセント」に改める。

附則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○文部科学省告示第四百四十八号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。
平成二十二年十一月十八日 文部科学大臣 高木 義明

名 称	構造及び形式	関係告示	所在地
啓明学園北泉寮	木造二階建、瓦葺、建築面積一六二二平方メートル	平成十年文部省告示第百三十八号	東京都昭島市拝島町五一一一―一五号

○文化庁告示第五十一号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十二年十一月二日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。
平成二十二年十一月十八日 文化庁長官 近藤 誠一

特定非営利活動法人函館視覚障害者図書館

○厚生労働省告示第三百八十六号
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）第二十八号の二第三項において準用する第二十五条の十六第二号の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七号第一項第一号等の登録をした旨を公示する件（平成二十一年厚生労働省告示第三百四号）の一部を次のように改正する。
平成二十二年十一月十八日 厚生労働大臣 細川 律夫

第六の表貯研一9の項住所及び事業所の所在地の欄中、「上大川前通六番町二〇一番地四」を、中央区上大川前通六番町二〇一番地四」に改め、同表貯研一31の項住所及び事業所の所在地の欄中「金屋町八番八号」を「古町五十四番地」に改め、同表貯研一32の項住所及び事業所の所在地の欄中「大阪市都島区都島本通三丁目八番十二号」を、松原市天美西二丁目一番九号」に改める。

○厚生労働省告示第三百八十七号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十二年十一月十八日 厚生労働大臣 細川 律夫）

○農林水産省告示第九百八十八号

農業近代化資金金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第百八十八号（農業近代化資金金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。
平成二十二年十一月十八日 農林水産大臣 鹿野 道彦
「年一分二厘」を「年一分三厘」に改める。

附則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。